

短期入所生活介護施設 らいらっく

R6年10月1日改定

■ 加算内容 (要支援)

①機能訓練体制加算	12単位/日	機能訓練指導員の配置により算定される加算。
②サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	18単位/日	施設内介護職員の「介護福祉士」習得率が60%を超えていることにより算定される加算。
③夜間職員配置加算 (Ⅱ)	18単位/日	基準値以上の夜勤介護職員の配置を行っている場合に算定される加算。
④介護職員等処遇改善加算	14.0%	介護保険単位の総合計の14.0%が加算となります。
⑤地域加算	×10.17	札幌市は「7級地」となります。
⑥送迎加算	184単位/日	自宅から施設間の送迎を行った場合に算定される加算。
⑦療養食加算	24単位/食	糖尿病や塩分制限、カロリー制限等に対応する食事を提供した場合に算定される加算。
⑧看取り連携体制加算	64単位/日	看取り期における対応方針を定め、利用者又は家族に対して方針内容を説明し同意を得ている。病院や診療所、訪問看護ステーションと24時間連携体制を確保している際に算定される加算。
⑨口腔連携強化加算	50単位/日	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価の結果を提供した場合に1月に1回限り算定される加算。

■ 加算内容 (要介護)

①機能訓練体制加算	12単位/日	機能訓練指導員の配置により算定される加算。
②サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	18単位/日	施設内介護職員の「介護福祉士」習得率が60%を超えていることにより算定される加算。
③夜間職員配置加算 (Ⅱ)	18単位/日	基準値以上の夜勤介護職員の配置を行っている場合に算定される加算。
④看護体制加算 (Ⅲ)	12単位/日	看護体制加算Ⅰの要件を満たし、一定期間、要介護3以上の利用者が70%以上の場合に算定される
⑤看護体制加算 (Ⅳ)	23単位/日	看護体制加算Ⅱの要件を満たし、一定期間、要介護3以上の利用者が70%以上の場合に算定される
⑥介護職員等処遇改善加算	14.0%	介護保険単位の総合計の14.0%が加算となります。
⑦地域加算	×10.17	札幌市は「7級地」となります。
⑧送迎加算	184単位/日	自宅から施設間の送迎を行った場合に算定される加算。
⑨療養食加算	24単位/食	糖尿病や塩分制限、カロリー制限等に対応する食事を提供した場合に算定される加算。
⑩看取り連携体制加算	64単位/日	看取り期における対応方針を定め、利用者又は家族に対して方針内容を説明し同意を得ている。病院や診療所、訪問看護ステーションと24時間連携体制を確保している際に算定される加算。
⑪口腔連携強化加算	50単位/日	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価の結果を提供した場合に1月に1回限り算定される加算。

■ 介護保険負担限度額認定

- ・介護負担限度額認定制度とは、要件を満たすことで介護保険施設を利用する際の居住費および食費を軽減することができる制度のことです。介護負担限度額認定証、この制度の対象者のみに交付されます。
- ・お住いの自治体に申請すると発行してもらうことができます。申請に関しては毎年申請する必要がございます。
- ・介護保険サービス費は1～3割負担ですが、介護保険施設やショートステイの利用時は、食費や居住費は全額が自己負担額となります。
- ・介護保険負担限度額認定制度を利用することで、全額自己負担額の食費や居住費を要件を満たす場合は上限額が設定され、一定額を軽減することができます。

■ 高額介護サービス費

- ・介護保険では利用者負担段階に応じて、利用した月の利用者負担合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合計額）が一定の額を超えたときにあとから支給（払い戻し）される制度です。お住いの自治体に申請手続きが必要となります。

■ 社会福祉法人等による低所得者負担の軽減

- ・市町村民税非課税世帯で以下の条件が全て該当となる方のうち生計が困難なものと市町村が認めた場合、ご利用負担が軽減される場合があります。
- ・軽減の程度は利用者負担分（介護保険の1割・食費・居住費）の4分の1が基本原則とされていますが、詳細は市町村が申請者個別に決定を下し、利用者負担軽減認定証に記載された金額が対象となります。
- ・年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- ・預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- ・日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- ・負担能力のある親族に扶養されていないこと。介護保険料を滞納していないこと。